

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和8年8月から9月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年10月23日

山形県監査委員	加	賀	正	和
山形県監査委員	小	松	伸	也
山形県監査委員	柴	田		優
山形県監査委員	海	老	名	信 乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理並びに主な事務事業の執行並びに内部統制の対象とする適正な管理及び執行を確保する必要のある事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関 66 箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
産 業 創 造 振 興 課	令和8年8月3日	加賀委員	柴田委員
産 業 技 術 イ ノ ベ ー シ ョ ン 課	令和8年8月3日	加賀委員	柴田委員
県 産 品 ・ 貿 易 振 興 課	令和8年8月3日	加賀委員	柴田委員
雇 用 ・ 産 業 人 材 育 成 課	令和8年8月3日	加賀委員	柴田委員
統 計 企 画 課	令和8年8月3日	小松委員	海老名委員
県 土 整 備 企 画 課	令和8年8月3日	小松委員	海老名委員
建 設 企 画 課	令和8年8月3日	小松委員	海老名委員
都 市 計 画 課	令和8年8月3日	小松委員	海老名委員
下 水 道 課	令和8年8月3日	加賀委員 小松委員	柴田委員 海老名委員
商 業 振 興 ・ 経 営 支 援 課	令和8年8月18日	加賀委員	柴田委員
西 村 山 新 病 院 整 備 推 進 室	令和8年8月20日	加賀委員	柴田委員
こ ど も 子 育 て 政 策 課	令和8年8月21日	加賀委員	柴田委員

こども家庭・母子保健課	令和8年8月21日	加賀委員	柴田委員
多様性・女性若者活躍課	令和8年8月21日	加賀委員	柴田委員
教 育 政 策 課	令和8年8月21日	加賀委員	柴田委員
教 職 員 課	令和8年8月21日	加賀委員	柴田委員
生涯教育・学習振興課	令和8年8月21日	加賀委員	柴田委員
高 校 教 育 課	令和8年8月21日	加賀委員	柴田委員
農 政 企 画 課	令和8年8月21日	小松委員	海老名委員
道 路 整 備 課	令和8年8月21日	小松委員	海老名委員
道 路 保 全 課	令和8年8月21日	小松委員	海老名委員
河 川 課	令和8年8月21日	小松委員	海老名委員
砂 防 ・ 災 害 対 策 課	令和8年8月21日	小松委員	海老名委員
港 湾 課	令和8年8月21日	小松委員	海老名委員
建 築 住 宅 課	令和8年8月21日	小松委員	海老名委員
健 康 福 祉 企 画 課	令和8年8月25日	加賀委員	柴田委員
義 務 教 育 課	令和8年8月25日	加賀委員	柴田委員
福 利 厚 生 課	令和8年8月25日	加賀委員	柴田委員
農 業 技 術 環 境 課	令和8年8月25日	小松委員	海老名委員
園 芸 大 国 推 進 課	令和8年8月25日	小松委員	海老名委員
畜 産 振 興 課	令和8年8月25日	小松委員	海老名委員
森 林 ノ ミ ク ス 推 進 課	令和8年8月25日	小松委員	海老名委員
医 療 政 策 課	令和8年8月26日	加賀委員	柴田委員
特 別 支 援 教 育 課	令和8年8月26日	加賀委員	柴田委員
学 校 体 育 保 健 課	令和8年8月26日	加賀委員	柴田委員
農 業 経 営 ・ 所 得 向 上 推 進 課	令和8年8月26日	小松委員	—
農 産 物 販 路 開 拓 ・ 輸 出 推 進 課	令和8年8月26日	小松委員	—
県 産 米 戦 略 推 進 課	令和8年8月26日	小松委員	—
財 政 課	令和8年8月27日	加賀委員 小松委員	柴田委員 海老名委員
地 域 福 祉 推 進 課	令和8年8月27日	加賀委員	柴田委員
がん対策・健康長寿日本一推進課	令和8年8月27日	加賀委員	柴田委員
高 齢 者 支 援 課	令和8年8月27日	加賀委員	柴田委員
水 産 振 興 課	令和8年8月27日	小松委員	海老名委員
農 村 計 画 課	令和8年8月27日	小松委員	海老名委員
農 村 整 備 課	令和8年8月27日	小松委員	海老名委員
環 境 企 画 課	令和8年8月28日	柴田委員	—
エ ネ ル ギ ー 政 策 推 進 課	令和8年8月28日	柴田委員	—
水 大 気 環 境 課	令和8年8月28日	柴田委員	—

障 がい 福 祉 課	令和８年８月28日	加賀委員	柴田委員
国 際 観 光 ・ 高 付 加 価 値 創 出 課	令和８年８月28日	小松委員	海老名委員
観 光 プ ロ モ ー シ ョ ン 課	令和８年８月28日	小松委員	海老名委員
県 民 文 化 芸 術 振 興 課	令和８年８月28日	小松委員	海老名委員
ス ポ ー ツ 振 興 課	令和８年８月28日	小松委員	海老名委員
議 会 事 務 局	令和８年８月31日	柴田委員	海老名委員
総 務 厚 生 課	令和８年９月１日	加賀委員	柴田委員
循 環 型 社 会 推 進 課	令和８年９月１日	加賀委員	柴田委員
み ど り 自 然 課	令和８年９月１日	加賀委員	柴田委員
防 災 危 機 管 理 課	令和８年９月１日	海老名委員	—
消 防 救 急 課	令和８年９月１日	小松委員	海老名委員
消 費 生 活 ・ 地 域 安 全 課	令和８年９月１日	小松委員	海老名委員
食 品 安 全 衛 生 課	令和８年９月１日	小松委員	海老名委員
会 計 局	令和８年９月１日	加賀委員 小松委員	柴田委員 海老名委員
警 察 本 部	令和８年９月１日	柴田委員	—
監 査 委 員 事 務 局	令和８年９月１日	海老名委員	—
人 事 委 員 会 事 務 局	令和８年９月１日	海老名委員	—
労 働 委 員 会 事 務 局	令和８年９月１日	柴田委員	—

第３ 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 農業技術環境課

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から４箇月を超えてしていないもの ９件 合計 45,000 円

主な事例は以下のとおり

一般需用費（調査用果実費）

検査完了日 令和７年６月16日

請求書受理日 令和８年２月20日

支払日 令和８年３月6日

支出額 5,000 円

ロ 地域福祉推進課

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

実績報告日から額の確定日までの期間が3箇月以上のもの

山形県生活困窮者等食料品等提供活動支援事業費補助金

実績報告日 令和7年10月31日

額の確定日 令和8年3月9日

ハ エネルギー政策推進課

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの

一般需用費（電気新聞年間購読料）

請求書受理日 令和7年3月28日

支払期限 令和7年4月12日

支払日 令和7年8月20日

支出額 58,320円

ニ 消費生活・地域安全課

(イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

インターネット上に法人情報を公開する際、個人情報に記載された書類を誤って公開したもの 13件

主な事例は以下のとおり

公開した個人情報 NPO法人の役員住所

公開していた期間 令和7年5月27日から令和7年9月11日まで

(ロ) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

a 交付申請日から交付決定日までの期間が3箇月以上のもの 4件

主な事例は以下のとおり

山形県自転車ヘルメット着用推進モデル校事業補助金

交付申請日 令和7年7月23日

交付決定日 令和7年12月3日

b 交付申請日から交付決定日までの期間が2箇月以上のもの 3件

主な事例は以下のとおり

山形県自転車ヘルメット着用推進モデル校事業補助金

交付申請日 令和7年9月4日

交付決定日 令和7年12月3日

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 事務事業

- (イ) 法令、条例、規則等に準拠せず、適正に処理していないもので、その影響が軽微なもの（こども家庭・母子保健課、医療政策課、高校教育課）
- (ロ) 県が送付したエクセルファイルのメールアドレスのリンク先が誤っていたことにより、企業が電子メールを誤送信したもの（産業創造振興課）
- (ハ) 電子メールを送信する際、他の受信者のメールアドレスが見える状態で送信したもの（消費生活・地域安全課）

ロ 収入

- (イ) 調定額又は収入額を誤った1万円以上のもの（警察本部）

ハ 支出

- (イ) 支払期限内に支払をしていないもの（建設企画課、商業振興・経営支援課、教育政策課、農業技術環境課、水産振興課、環境企画課、警察本部、監査委員事務局）
- (ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に工事代金等の支払を履行の完了確認又は検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの（消防救急課）
- (ハ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの（防災危機管理課）

ニ 補助金

- (イ) 額の確定日から支払までの期間が2箇月以上のもの（県民文化芸術振興課）